

(写)

医政発 0831 第 1 号
令和 2 年 8 月 31 日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療法及び医師法の一部を改正する法律」の一部の施行に伴う医師法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」の一部改正について

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号。以下「改正法」という。）により、医師法（昭和 23 年法律第 201 号。以下「法」という。）の一部が改正されたことに伴い、「医師法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 124 号）」公布され、改正省令の趣旨及び内容について、「医療法及び医師法の一部を改正する法律」の一部の施行に伴う医師法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成 30 年 10 月 15 日付け医政発 1015 第 7 号各都道府県知事・保健所設置市長・特別区長あて厚生労働省医政局長通知。以下「施行通知」という。）においてお示ししたところです。

また、改正法の一部の規定の施行に際し、「医師法施行規則及び医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令」（平成 31 年厚生労働省令第 36 号。以下「改正省令」という。）が令和 2 年 4 月 1 日に施行され、医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 47 号）の一部が改正されました。

つきまして、当該改正省令の施行に伴い、施行通知の一部を以下の点について、別紙のとおり改正しておりますので、貴職におかれてはこれを十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

なお、本通知は、令和 2 年 4 月 1 日より適用することとしますので、合わせて御了知をお願いいたします。

記

【改正点】

- ・ 施行通知中「法第 16 条の 8」を「法第 16 条の 10」に改正。
- ・ 施行通知中「法第 16 条の 9」を「法第 16 条の 11」に改正。